

達 示 第 4 7 号

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

大阪拘置所長

「大阪拘置所保護室収容規程」の制定について」を一部改正することについて
令和4年6月28日付け達示第13号「大阪拘置所保護室収容規程」の制定について」
の別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3を一部改正し、即日施行する。

達 示 第 1 3 号

令和 4 年 6 月 2 8 日

(令和 6 年 1 1 月 2 1 日 一部改正)

大阪拘置所長

「大阪拘置所保護室収容規程」の制定について

大阪拘置所保護室収容規程を別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成 3 0 年 1 月 2 6 日付け達示第 3 号「大阪拘置所保護室収容規程の制定について」(令和 3 年 6 月 1 5 日一部改正)は、廃止する。

別 紙

大阪拘置所保護室収容規程

(目的)

第1条 この規程は、保護室への収容に関する必要事項を定め、その運用の適正化を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 保護室への収容は、関係法令及び平成18年5月23日付け法務省矯成訓第3258号法務大臣訓令「刑務官の職務執行に関する訓令」(以下、「訓令」という。)及び同19年5月30日付け法務省矯成第3337号矯正局長依命通達「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について」によるほか、この規程に定めるところによる。

(基本的留意事項)

第3条 保護室への収容に当たっては、事態に応じ、その目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならない。

- 2 被収容者を保護室に収容した場合には、巡回、監視用テレビカメラ等により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握しなければならない。
- 3 保護室収容中の者については、常に医師にその心身の状況を確実に把握させ、必要に応じて診察させなければならない。
- 4 保護室収容中の者については、進んで精神の安定を図るための働き掛けを試み、早期に中止できるよう努めなければならない。
- 5 保護室収容中の者については、十分な水分を補給させるとともに、室内の換気及び適当な室温の確保に努めなければならない。
- 6 保護室収容中の者に対する処遇については、別途指示する。

(保護室収容の要件等)

第4条 保護室へは、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、所長の命令により収容することができる。

- (1) 自身を傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、当所の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
 - ア 制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

イ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ウ 当所の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

- 2 前項に規定する場合において、所長の命令を待ついとまがないときは、その命令を待たないで、その被収容者を保護室に収容することができる。この場合には、収容後、速やかに、その旨を所長に報告するものとする。

(医師の意見聴取)

第5条 被収容者を保護室に収容し、又はその収容の期間を更新した場合には、医師は、速やかに、その者の健康状態を把握し、所長に意見を述べなければならない。

- 2 前項において、医師が被収容者の健康状態を直ちに把握できない場合には、一次的に看護師又は准看護師に被収容者の状況を把握させ、その状況を医師に報告させることとして差し支えない。

- 3 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。

- 4 医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により保護室に収容中の被収容者の健康状態を把握し、所長に対し意見を述べるものとする。

(保護室の収容期間)

第6条 保護室への収容の期間は、72時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、所長の命令により48時間ごとにこれを更新するものとする。

- 2 収容期間内であっても、保護室への収容の必要がなくなった場合には、所長に報告の上、直ちにその収容を中止するものとする。

(視察表等への記録)

第7条 保護室への収容、中止、収容期間の更新に際しては、速やかに視察表及び訓令に定める別紙様式1の「保護室使用簿」をもって記録するものとする。

- 2 前項の規定により視察表に記載する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 収容又は収容期間更新の要件に該当する事実及び収容要件が消滅した事実
- (2) 収容開始又は収容中止の日時
- (3) 収容期間の更新日時(収容期間を更新した場合に限る。)
- (4) 収容した保護室
- (5) 指揮者

- (6) 実施者
- (7) 被収容者の動静
- (8) 被収容者の負傷の有無及び程度
- (9) 捕縄、手錠又は拘束衣の使用の有無
- (10) 医師の意見（医師の意見を聴取した場合に限る。）

（保護室収容までの録画）

第8条 被収容者を保護室に収容する場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、収容するまでの状況について、録画するものとする。

なお、録画後、録画した際の状況等を別紙様式2の「携帯用ビデオカメラ使用書留簿」（平成16年3月31日付け法務省矯保第1199号「被収容者の動静等の記録について（通達）」別紙様式1）に記録するものとする。

- 2 前項の規定において、やむを得ない事由により録画できなかった場合には、その旨及びその事由を第7条の視察表に記録するものとする。

（保護室収容中の録画）

第9条 被収容者を保護室に収容した場合には、その収容の開始から終了までの全期間の状況について、居室監視用カメラにより撮影した映像を記録媒体に録画するものとする。

なお、やむを得ない事情により、録画できなかった場合には、その旨と理由を第7条の視察表に記録するものとする。

- 2 保護室収容中の録画状況等は、別紙様式3の「保護室等録画書留簿」（平成16年3月31日付け法務省矯保第1199号「被収容者の動静等の記録について（通達）」別紙様式2）に記録し、また、保護室収容中、被収容者が特異な動静を示した場合等は、その状況につき、同書留簿の所定欄に記録しておくものとする。

（記録媒体の管理等）

第10条 第8条及び第9条により録画した記録媒体は、施錠可能な場所に保管し、破損、紛失、内容の滅失等がないよう記録媒体保管用のケースに収容するなど必要な措置を講じた上管理するものとする。

- 2 前項の記録媒体の保管期間は5年間とする。

（保護室開扉時の立会）

第11条 保護室の開扉は、監督者（執務時間内は所管の統括矯正処遇官以上の

職にある者、執務時間外は監督当直者をいう。)の許可を得て2名以上の職員で行うものとする。

(巡回視察)

第12条 保護室収容中は、巡回を密にし、動静視察(おおむね15分に1回の居室視察)を行い、健康状態、心情の変化、居室換気、室温等に注意するものとする。

(保護室の換気等)

第13条 保護室収容中は、常時全熱交換機を作動させ、換気を行うものとする。

2 保護室収容中の者に対しては、健康管理の観点から、空調設備により適正な室内温度の確保に努めるとともに当該被収容者に対し、湯茶等の水分補給を確実に行うものとする。

保護室使用簿

							被収容者等 身分 称呼番号 氏名	
所長	処遇部長	処遇首席	次席	収容・更新・中止			収容要件	備考
				指揮者	日 時	区分		
					令和 年 月 日 午前・午後 時 分	収容 更新 中止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
					令和 年 月 日 午前・午後 時 分	収容 更新 中止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
					令和 年 月 日 午前・午後 時 分	収容 更新 中止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
					令和 年 月 日 午前・午後 時 分	収容 更新 中止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	

(日本産業規格A列4番)

(記載上の注意)

- 1 同一の被収容者等に対する一連の収容1回ごとに別葉とする。
- 2 被収容者等の身分の欄は、被告人、受刑者等の別を記載する。
- 3 区分、収容要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 備考欄には、収容した保護室、保護室内で捕縄、手錠又は拘束衣を使用したときはその旨その他参考となる事項を記載する。

別紙様式2 (通達・別紙様式1)

所長	処遇部長	処遇首席	次席	統括	監督当直
整理番号 令和 年 号					録画者官職氏名
携帯用ビデオカメラ使用書留簿					印
1	事 案 名				
2	録画年月日時	令和 年 月 日	開始	時 分	
			終了	時 分	
3	録画場所				
4	事故者の番号 氏 名				
5	認知の状況	非常ベル通報・電話・その他 ()			
6	現場指揮者				
7	実力行使職員の氏名				
8	職員、被収容者その 他の負傷の程度				
9	そ の 他				

(注) 4の「事故者の番号・氏名」の欄中の番号は、刑事施設にあっては称呼番号を、少年鑑別所にあっては入所番号を、少年院にあっては入院番号をそれぞれ記載すること。

別紙様式3 (通達・別紙様式2)

所長	処遇部長	処遇首席	次席	統括	監督当直
整理番号 令和 年 号				番 号	
保護室等録画書留簿				被収容者氏名	
1	録画開始年月日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分	
2	録画終了年月日時	令和 年 月 日	午前・午後	時 分	
3	収 容 居 房				
4	記 録 媒 体 数	本 (枚)			
5	被 収 容 者 の 特 異 な 動 静 等	日時	動 静 等		印
6	備 考				

(注) 「番号」の欄には、刑事施設にあっては称呼番号を、少年鑑別所にあっては入所番号を、少年院にあっては入院番号をそれぞれ記載すること。